三〇九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　268　七

三一〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　268　八

三一二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　268　八

三一三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　268　九

三一四―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　270　二四

三一五―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　270　三一

三一六―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇　270　三二

三一九　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　一二　272　九〇

三二〇　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　一七　三

三二一　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　一七　275　七二

三二二　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　一九　277　一九

三三三　大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件　二五　二

三三四　所得税法第九条第一項第十三号二又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件（昭和四十四年十月大蔵省告示第九十六号）の一部を改正する件　二六　二

三三五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　285　二六三

○財務省、農林水産省

三三〇　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　二

三三一　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

三三二　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

○財務省、経済産業省

一一二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　二六　285　三七

○文部科学省

一三八　専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準　八　一

一三九　重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示　一六　二

一四〇　無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件　一八　276　一〇九

一四一　昭和四十三年文部省告示第百三十五号（測量法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する大学並びに同法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する短期大学又は高等専門学校）の一部を改正する告示　二二　三

一四二　義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示　二二　279　七

一四三　地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程　二五　284　四〇

一四四　地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件　二五　284　四一